

広島県知事選挙選挙長告示第二号

令和七年十一月九日執行の広島県知事選挙において、候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

令和七年十月二十三日

広島県知事選挙選挙長 大 辻 茂

一 候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、令和七年十一月七日午前九時に広島県庁で行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、令和七年十一月十一日午前八時に広島県庁で行う。